

砥部町民生委員・児童委員に対する報償費支給要綱

平成 30 年 10 月 9 日

砥部町告示第 135 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第 5 条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第 2 項の規定に基づき委嘱された砥部町民生委員・児童委員（以下「委員」という。）の活動に要する費用を弁償するため、委員に対し支給する報償費について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 報償費の支給対象者は、当該年度に在職する委員とする。

(報償費の額)

第 3 条 報償費の額は、別表に定める年額を、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間（以下「前期」という。）に相当する額及び10月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間（以下「後期」という。）に相当する額に分けて支給するものとする。

2 委員の在職期間が、前期及び後期の全期間に満たない場合の報償費の計算方法は、次によるものとする。この場合において、1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(1) 委員が年度途中で解嘱された場合は、その年度の始めから解嘱された日の属する月の前月までを月割計算によって算出した額と当該月の初日から解嘱された日までを日割計算によって算出した額の合計額を支給する。

(2) 委員として月の中から委嘱された場合は、その委嘱された日からその月の末日までを日割計算によって算出した額と翌月から年度の終わりまでを月割計算によって算出した額の合計額を支給する。

(3) 委員として年度の中から委嘱され、かつ、年度途中で解嘱された場合においては、前 2 号の規定にかかわらず、在職した期間に応じて月割計算及び日割計算によって算出した額を支給する。

3 前項の規定により日割計算を行う場合は、その月の日数を基礎とする。

(報償費の支給方法)

第4条 報償費の支給の時期は、前期に相当する額を11月15日までに、後期に相当する額を翌年度の4月30日までに支給するものとする。ただし、委員の任期満了に伴う一斉改選が行われる年度にあつては、当該年度の4月1日から任期満了の日までの期間に相当する額を、任期満了の日の属する月の翌々月の末日までに、一斉改選に伴う委嘱の日から3月31日までの期間に相当する額を翌年度の4月30日までに支給するものとする。

2 報償費は、委員が指定する口座に振り込むことにより支給するものとする。

3 委員が死亡した場合は、その遺族に支給するものとする。

4 遺族の範囲及び順位については、愛媛県市町総合事務組合退職手当条例（昭和32年条例第1号）第2条の2の規定を準用する。

（その他）

第5条 この告示に定めるもののほか、報償費の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月22日砥部町告示第34号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	年額
砥部町民生児童委員協議会長の職にある委員	139,400円
砥部町民生児童委員協議会副会長の職にある委員	127,400円
砥部町民生児童委員協議会の会長及び副会長以外の委員	120,400円